〃	SMU　120	〃	第24102号 平成24年２月29日	
〃	SMU　121	〃	第24103号 平成24年２月29日	
〃	SHK　15	〃	第24700号 平成24年２月29日	
〃	SHK　16	〃	第24701号 平成24年２月29日	
〃	西木あかね小町	鈴木武志 愛知県西尾市小焼野町東川46	第23582号 平成24年２月29日	
〃	コブチソネリノ	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２－１－８	第24138号 平成24年２月６日	
〃	コブチソネカノン	〃	第24139号 平成24年２月６日	
Hydrangea L.	アンジュ	江原洋平 群馬県高崎市上滝町498－３	第23414号 平成24年１月18日	
〃	ピーチジューンブライド	有限会社谷田部園芸 栃木県鹿沼市塩山町20番地	第23890号 平成24年１月18日	
Ipomoea batatas (L.) Lam.	九育葉３号	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第23485号 平成23年10月20日	
Nemesia Vent.	せと福NVB	ハクサンインターナショナル株式会社 愛知県長久手市山越606番地 財団法人若狭湾エネルギー研究センター 福井県敦賀市長谷64号52番地１	第21503号 平成24年１月30日	
Pelargonium L'Her. ex Ait.	チェリーキッス	吉田正博 岐阜県大垣市浅中１丁目367－１	第23400号 平成23年１月27日	
〃	SAKPEL014	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第25122号 平成24年２月16日	
Phyla canescens (Kunth) Greene x Phyla nodiflora (L.) Greene	g－エコロ	株式会社グリンフィールド 東京都港区芝大門２－３－11	第23098号 平成24年１月20日	
Primula L.	ふわふわホワイト	早川元三 愛知県安城市和泉町中本郷131	第23785号 平成23年11月10日	

○農林水産省告示第千二百三十七号

競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号）第十七条第一項の規定に基づき地方競馬を開催することができる競馬場として指定した荒尾競馬場については、同条第二項第一号の規定によりその指定を取り消し、昭和二十九年十二月十六日農林省告示第八百三十二号（地方競馬を開催することができる競馬場指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

荒尾競馬場の項を削る。

○国土交通省告示第五百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月八日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沼沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線、標柱二十三号と二十四号を平成十九年国土交通省告示第五百十一号で指定した土地の上流端に沿って結んだ線、標柱二十四号から標柱三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県東根市大字沼沢

字七森

一六二五番一
一六二六番一
一六三五番
一六三六番一
一六一九番
一六五五番一
一六五〇番一
一六四九番二
一六四九番三
二六二三番一
一六四七番一
二六二〇番二
一五七一番一　地先道路敷
一六三八番一
一六四一番
一六四〇番

一号
二号及び三十号
三号
四号、五号、二十八号及び二十九号
六号
七号
八号から十号まで
十一号
十二号
十三号及び十四号
十六号及び十七号
十八号及び十九号
二十四号
二十五号
二十六号
二十七号

字鶴ヶ森

二六九二番十五　十五号

字畝名沢

一三二〇番一　二十号及び二十一号
一三二一番　二十二号
一三二六番一　地先道路敷　二十三号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀬戸の沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡金山町大字金山字一ノ倉

二〇三三番一　一号から十一号

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小町ヶ入

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤

字向山

六九八番　一号、二号、四号及び五号

字小町ヶ入

八七六六番一　三号
八七六一番
八七六三番一（合併）　六号から九号まで

字瀧ノ入口

八七五四番一　十号から十三号
八七五四番二　十四号から十七号

○国土交通省告示第五百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月八日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

佐手川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域